

小規模事業場の事業者・労働者の皆さまへ

地域窓口(地域産業保健センター)を
ご活用ください

産業保健サービスを
無料で受けられます

島根産業保健総合支援センター地域窓口(地域産業保健センター)では、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く方を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

事業者には、労働安全衛生法に基づく健康診断などの実務義務がありますが、小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することが困難な状況にあります。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く方が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、県内4か所(松江、出雲、浜田、益田)に地域窓口(地域産業保健センター)が設けられています。



独立行政法人 労働者健康安全機構

島根産業保健総合支援センター

〒690-0003 松江市朝日町 477-17 松江 SUNビル 7F

TEL: 0852-59-5801 FAX: 0852-59-5881

URL: <https://www.shimanes.johas.go.jp>

事業者の方へ

※以下のサービスを無料で受けられます。

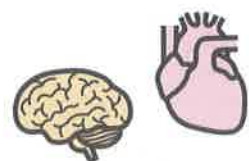
① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

労働安全衛生法に基づく健康診断で異常のあった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について、医師から意見を聴くことができます。



② 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があった労働者に対し、医師または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報提供などを行います。



③ 長時間労働者に対する面接指導

時間外・休日労働時間が長時間に及び、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者（申出による）に対して、医師による面接指導を行います。



④ ストレスチェック結果に基づく高ストレス者に対する面接指導

労働安全衛生法第 66 条の 10 第 3 項に基づき、ストレスチェックの結果の通知を受けた労働者で、高ストレスであり、面接指導が必要であるとストレスチェックの実施者が判定した者を対象として、医師による面接指導を行います。



⑤ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

メンタルヘルス不調を感じている労働者や、その労働者を使用する事業者に対し、医師または保健師による相談・指導を行います。



⑥ 個別訪問による産業保健指導

医師または保健師が事業場を訪問し、健康管理などについて助言、指導を行います。また、職場巡視を行うなどにより、作業環境、作業管理、メンタルヘルス対策の状況を踏まえた総合的な助言、指導を行います。

① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

③ 長時間労働者に対する面接指導（対象者から申し出があった場合）
の実施は、労働安全衛生法により事業者には**義務**付けられています。

④ ストレスチェック結果に基づく高ストレス者に対する面接指導（対象者から申し出があった場合）

の実施について、労働者数 50 人未満の事業場では、当分の間、ストレスチェックの実施は努力義務とされていますが、実施する場合は法令、指針に従う必要があります。

働く方へ

※以下のサービスを無料で受けられます。

A 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

職場で実施した健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があったときは、医師または保健師による日常生活面の指導などを受けることができます。



B メンタルヘルス不調に関する相談・指導

こころの健康に不安を感じているときは、医師または保健師に相談することができます。



地域窓口(地域産業保健センター)のご利用にあたって

各サービスのご利用にあたっては、貴事業場を管轄する下記の地域窓口(地域産業保健センター)へ **裏面による事前申し込み** が必要です。

地域窓口	所在地	電話・FAX	管轄地域
松江	松江市西嫁島 2-2-23 (松江市医師会館内)	TEL 0852-23-2972 FAX 0852-23-2978	松江市、安来市、雲南市(旧大原郡)仁多郡、隠岐郡
出雲	出雲市塩冶有原町 2-19 (出雲医師会館内)	TEL 0853-21-1225 FAX 0853-21-1225	出雲市、大田市雲南市(旧飯石郡)、飯石郡
浜田	浜田市松原町 277-8 (浜田市医師会館内)	TEL 0855-22-0967 FAX 0855-23-6192	浜田市、江津市邑智郡
益田	益田市遠田町 1917-2 (益田市医師会病院内)	TEL 0856-31-0545 FAX 0856-31-0543	益田市鹿足郡



健康相談・面接指導 利用申込書

事業場	事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	(男： 人) (女： 人) (計 人)
	事業内容	
	代表者	職名： 氏名：
	担当者	職名： 氏名： 電話： FAX：
本社、親企業等の情報		本社、親企業等の名称 () 事業場に属する本社、親企業等の全労働者数 (人) 本社、親企業等の産業医数 (産業医 名、内専属産業医 名)
相談内容 (希望するものに○)	1 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取 (対象者 名) 2 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導 (対象者 名) 3 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名) 4 ストレスチェック結果に基づく高ストレス者に対する面接指導 (対象者 名) 5 メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導 (対象者 名) 6 個別訪問による産業保健指導 7 その他 () (対象者 名)	
事業場訪問による 相談対応	1 希望する 2 希望しない	
その他の連絡事項		

※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場や子会社等の場合、当該企業又は親企業の情報をご記入ください。

なお、本事業は企業規模で常時50人未満の小規模事業場を優先的に対応いたします。

※ 労働者本人からの申し込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名をご記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※ 本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

下記事項をご一読いただき、いずれかにチェックしてください。

	チェック欄	
1 就業する事業場は50人未満です。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

(2017.7)

申込先の FAX 番号

松江地域窓口：0852-23-2978
浜田地域窓口：0855-23-6129

出雲地域窓口：0853-21-1225
益田地域窓口：0856-31-0543